

山口県報

平成22年
10月26日
(火曜日)

目次

告示	一
保安林予定森林(森林整備課)	一
公有水面の埋立ての承認(港湾課)	三
公有水面の埋立地の用途の変更の許可(港湾課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)	六
基本測量の実施(監理課)	七
公共測量の実施(監理課)	八



山口県告示第三百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地伊賀地字山根五四一、五四三、字中山根五四四から五四八まで、字下山根五四九、五五〇の一、五五〇の二、一一〇四、徳地三谷字妻坂九七七、九八四、九八五、仁保下郷字上方面一一八六、字印判峠一一八八から一一九一まで、字野谷ヶ浴

一一九四、一一九六、一二〇〇、一二〇四の一、一二〇四の二、一二〇五、徳地柚木字おも谷一二六五の三、一二六五の四
防府市大字真尾字薫松三〇八第一、字九郎太郎三一一、三一一第一、三一一第三、三一一第七、字霧ヶ嶮三三二、三三二第一、字四ツ岩三三三から三三五まで、三三五、字仁賀野三八七の四、三八七の五、三八七第三第一、三八七第三第一七、三八七第三第一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市徳地伊賀地字山根五四三・字中山根五四四・字下山根五四九・五五〇の二・一二〇四・仁保下郷字野谷ヶ浴一九六・一二〇四の一・一二〇四の二・徳地柚木字おも谷一二六五の四(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字真尾字薫松三〇八第一・字九郎太郎三一一・字霧ヶ嶮三三二・三三二第一・字四ツ岩三三三・字仁賀野三八七の四・三八七の五・三八七第三第一七(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成二十二年十月二十六日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から二七度四分四六秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点と12の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二の二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・〇九メートル)及び1の地点と12の地点を結ぶ平成十八年一月十六日付け指令平一七港湾第六八七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・〇九メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 周南市大字富田字西ノ嶋の西ノ島三等三角点(北緯三四度三分〇〇・〇六七秒東経一三一度四分三三・七七九秒)(以下「基準点」という。)
- 2の地点 1の地点から二七度四分四六秒一五〇・七九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二〇四度四分四六秒二二七・八四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九二度一分三〇秒一四七・〇三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二七度四分四六秒一五三・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七度四分四六秒六・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七度四分四六秒二六九・八四メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一三七度四分四六秒二・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二七度四分四六秒一七・〇六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三一七度四分四六秒二一八・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から四七度四分四六秒八三九・一五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二二一度五九分一四秒一九・〇六メートルの地点
- (三) 面積
二二三、四八三・一〇平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市臨海町四及び六地内並びに同市大字富田字中嶋五九二から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二二度一分六分二秒八二・四三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九三度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七度四分四六秒三六八・〇九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三七度四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七度四分四六秒一四二・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二七度四分四六秒四九四・九八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三一七度四分四六秒六三三・九二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一七度三分〇一秒三〇一・八九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四七度四分四六秒二三八・一四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一七度四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から四七度四分四六秒二六九・四一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から八九度三三分〇二秒四四九・三八メートルの地点

(三) 面積

一、〇五二、一三七・三一平方メートル

三 埋立地の用途

用途	配置	規模
用 途	配 置	規 模
保管施設用地	埋立地の北側で道路用地の(一)と道路用地の(三)の間に配置	約一〇三、〇〇〇平方メートル
一般廃棄物処理施設用地	埋立地の南西端に配置	約三三、〇〇〇平方メートル
産業廃棄物中間処理施設用地	埋立地の西側で保管施設用地と一般廃棄物処理施設用地の間に配置	約三〇、〇〇〇平方メートル
緑 地	埋立地の東端に配置	約二六、〇〇〇平方メートル

道 路 用 地	(一) 保管施設用地、一般廃棄物処理施設用地及び産業廃棄物中間処理施設用地の北西側に配置 (二) 埋立地の北東端に道路用地の一端から道路用地の(三)に至る位置に配置 (三) 保管施設用地の南東側に配置	約三二、〇〇〇平方メートル
------------------	--	---------------

四 承認を受けた者
国土交通省中国地方整備局長
承認の年月日
平成二十二年十月十五日

山口県告示第三百六十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成二十二年十月二十六日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 変更前の埋立区域

1 位置

(1) 第一工区
周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(2) 第二工区
周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

2 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から一三七度〇四分四六秒三〇〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇・〇〇メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二の二号でしゅん

功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇九メートル)及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれた区域

(1) 第一工区

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から一三七度〇四分四六秒三〇〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇・〇〇メートルの円で2の地点と11の地点を結ぶ西側の円弧、11の地点、12の地点、5の地点の各地点を順次結んだ線、5の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二の二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇九メートル)及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれた区域

(2) 第二工区

次の11の地点から九二度二六分四五秒三〇〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇・〇〇メートルの円で11の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から5の地点までを順次結んだ線、5の地点と12の地点を結んだ線及び11の地点と12の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田字西ノ嶋の西ノ島三等三角点(北緯三四度〇三分〇〇・〇六七秒東経一三一度四分三三・七七九秒)(以下「基準点」という。)から三四度二七分〇九秒二七八・一八メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二七度〇四分四六秒一五〇・七七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九〇度二分三四秒三六〇・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二七度〇四分四六秒一三九・三四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三一七度〇四分四六秒二六三・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三一七度〇四分四六秒四・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七度〇四分四六秒一八五・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一七度〇四分四六秒二一八・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四七度〇四分四六秒八三九・一三メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一三一度五九分一三秒一八・九九メートルの地点
- 11の地点 2の地点から二〇四度四五分四六秒二二七・八四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二九二度一九分三〇秒一四七・〇三メートルの地点

3 面積

二六〇、九〇〇・七二平方メートル

(1) 第一工区

二二四、〇二四・七八平方メートル

(2) 第二工区

(一) 変更後の埋立区域
四六、八七五・九四平方メートル

1 位置

周南市大字富田字西ノ嶋五九三地先公有水面

2 区域

次の1の地点から九二度二六分四五秒三〇〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇・〇〇メートルの円で1の地点と2の地点を結ぶ西側の円弧、2の地点から5の地点までを順次結んだ線及び1の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 基準点から二六一度三四分一〇秒二八三・四七メートルの地点

2の地点 1の地点から一六七度五三分三四秒一五〇・七七メートルの地点

3の地点 2の地点から二二七度〇四分四六秒一三九・三四メートルの地点

4の地点 3の地点から三二七度〇四分四六秒二六三・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から四七度〇四分四六秒一五五・〇〇メートルの地点

3 面積

四六、八七五・九四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 変更前の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

周南市臨海町四地内及び同市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(1) 第一工区

周南市臨海町四地内及び同市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(2) 第二工区

周南市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の四七を経て同市大字富田字西ノ嶋五九三に至る土地の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

(1) 第一工区

次の①の地点から③の地点までを順次結んだ線、③の地点と⑮の地点を結んだ線、⑮の地点から⑱の地点までを順次結んだ線、⑱の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結

(2) 第二工区
んだ線に囲まれた区域

次の⑮の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から⑦の地点までを順次結んだ線、⑦の地点と⑱の地点を結んだ線、⑱の地点、⑰の地点、⑯の地点の各地点を順次結んだ線及び⑮の地点と⑯の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二二度一六分二二秒八二・四三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九三度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二七度〇四分四六秒三六八・〇九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二二七度〇四分四六秒一四二・八〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二七二度〇四分四六秒二二・一三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二二七度〇四分四六秒二〇〇・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二七度〇四分四六秒九八五・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から四七度〇四分四六秒四九九・五一メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三二七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から四七度〇四分四六秒二六九・四一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から八九度三二分〇二秒四四九・三八メートルの地点

⑮の地点 基準点から二六一度三四分一〇秒二八三・四七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二九二度一九分三〇秒一四七・〇三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二二七度〇四分四六秒一五五・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八二度〇四分四六秒二六一・六三メートルの地点

3 面積

一、〇九一、八八一・一五平方メートル

(1) 第一工区

八五八、二三七・八五平方メートル

(2) 第二工区

一三三三、六四三・三〇平方メートル

(二) 変更後の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

周南市臨海町四及び六地内並びに同市大字富田字中嶋五九二から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二二度一六分二三秒八二・四三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九三度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七度〇四分四六秒三六八・〇九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七度〇四分四六秒一四二・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二七度〇四分四六秒二二・一三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二七度〇四分四六秒二〇〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三二七度〇四分四六秒九八五・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四七度〇四分四六秒四九・五二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から四七度〇四分四六秒二六九・四一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から八九度三二分〇二秒四四九・三八メートルの地点

3 面積

一、〇九一、八八一・一五平方メートル

三 埋立地の用途
(一) 変更前の用途

用途	配置	規模
埋立地の北側で道路用地の(一)と道路用地の(三)の間に配置	約一〇三、〇〇〇平方メートル	
埋立地の西側で保管施設用地と産業廃棄物中間処理施設用地の間に配置	約二一、〇〇〇平方メートル	
埋立地の南西側に配置	約三三、〇〇〇平方メートル	
埋立地の東端に配置	約七三、〇〇〇平方メートル	
保管施設用地、一般廃棄物処理施設用地及び産業廃棄物中間処理施設用地の北西側に配置 埋立地の北東端で道路用地の(一)から道路用地の(三)に至る位置に配置	約三三、〇〇〇平方メートル	
保管施設用地と緑地の間に配置		約三三、〇〇〇平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
道路用地を除く全域に配置		約四六、七〇〇平方メートル
埋立地の西端に配置		約二〇〇平方メートル

四 許可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 許可の年月日

平成二十二年十月十五日



(三四六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 下松スポーツクラブ

代表者の氏名 野田 忠義

主たる事務所の所在地 下松市古川町四丁目四番二二号

三 定款に記載された目的

下松地域圏を中心とする地域住民に対して、スポーツ活動・スポーツ文化活動の普

及推進に関する事業を行い、もってスポーツ・スポーツ文化の振興を図るとともに、地域住民の健全育成に寄与すること。

(三四七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供し、

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー岩国インター店

所在地 岩国市多田一〇〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 住 所 代表者の氏名
島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ホームセンタージュンテンドー西岩国店	ホームセンタージュンテンドー岩国インター店

四 届出年月日

平成二十二年十月十二日

五 変更年月日

平成二十二年十月一日

(三四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十一日山口県公告(一八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十一日山口県公告(一九〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十五日山口県公告(一九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小月店
所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク彦島店
所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十五日山口県公告(一九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク恩田店
所在地 宇部市草江一丁目一番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市大字際波一六〇二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク西岐波店
所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク南浜店
所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三五三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域

萩市見島
三 作業の期間

平成二十二年九月二十七日から同年十一月十九日まで

(三五三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(補助基準点測量)

二 作業の地域

宇部市

三 作業の期間

平成二十二年十一月一日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年十月二十六日印刷
平成二十二年十月二十六日発行

発行人所

山口県知事